

小金井市長メッセージ

「オミクロン株への感染予防の徹底とワクチン3回目接種の前倒しについて」

長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症への取組にご尽力されている医療関係者やエッセンシャルワーカーの皆様、本市の取組にご支援をいただいている市民や事業者の皆様に深く感謝を申し上げます。

<新型コロナウイルスの感染状況や感染症への対応等について>

現在、国内ではこれまで以上に伝播性が強い新型コロナウイルスのオミクロン株による急激な感染拡大が続いています。市中感染とみられる都内では、判明している感染経路としては家庭内、施設内、職場の順に多くなっており、幅広い施設でクラスターも発生している状況です。市内においても様々な施設や事業所等で感染者が判明しています。1月27日時点の東京都公表では、小金井市の一日の新規陽性者数は過去最大となる96名、小金井市の累計患者数は2,854名となり、現在療養中の方は518名となっています。市医師会の皆様には、通常診療に加え、発熱外来や検査等への対応に全力で取り組んでいただいております。

市内では療養者や濃厚接触者の自宅療養が増えており、3台の患者専用搬送車両の運行、希望者に生活支援物資やパルスオキシメーター等をお届けする支援とともに、物資に不足が生じた場合に備えた「買い物代行サービス」を開始しました。また、東京都が味の素スタジアムに設置した「酸素・医療提供ステーション」では、市医師会の医師にも輪番制で勤務していただきながら、オミクロン株にも有効とされる中和抗体薬「ゼビュディ」を使用した本格的な運用が行われています。

<感染しない・感染させない行動のお願い>

現在、この急激な感染拡大により、私たちの日々の生活や社会経済活動にも大きな影響が及んでいます。医療従事者のご負担を軽減し、安心安全な環境を保つために、マスクの着用、手洗いやうがい、換気や三密(密閉、密集、密接)の回避等の基本的な感染予防対策を引き続き徹底していくことが何よりも重要です。また、テレワークや時差出勤制度、オンライン会議等も活用していただきますようお願い申し上げます。市役所においても、各種届出の郵送活用や公共施設での感染防止策の徹底に努めていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<新型コロナワクチンの接種状況等について>

新型コロナワクチン接種事業は小金井市の最優先事業と位置付けています。ワクチンや接種会場の確保に努めつつ、市医師会、市薬剤師会、市訪問看護連絡会、事業者やスタッフ等の皆様との緊密な連携を図り、指定医療機関での個別接種と集団及び大規模接種を進めてまいりました。その結果、1月23日時点の1・2回目の接種は、12歳以上の全対象市民のうち約87%、全市民人口の約78%が終えており、順調に進んできました。特に多大なご尽力をいただいている市医師会、市薬剤師会、市訪問看護連絡会の皆様に厚く御礼と感謝を申し上げます。

<新型コロナワクチン3回目接種の最新状況について>

小金井市では1月27日時点で既に5,694人の医療従事者や高齢者への3回目接種を終えました。希望される方が迅速かつ安全に接種できるよう、全力で取り組んでいるところです。また、国が示している方針のもと、小金井市独自の対応により、接種時期を最大限に前倒しし、2月12日以降、18歳以上の全世代において2回目接種から6か月後に接種できる体制を構築しています。市民の皆様には順次接種券を郵送いたしますので、大切に保管して下さい。予約可能日以降になりましたら、①市予約システムウェブサイト、②市コールセンター、③指定医療機関に直接予約の3つの方法の中から選択し、予約を行って下さい。

<モデルナ社製ワクチンについて>

3回目の接種ではモデルナ社製ワクチンの接種もぜひご検討下さい。1・2回目にファイザー社製ワクチンを接種した方が3回目にはモデルナ社製ワクチンを、1・2回目にモデルナ社製ワクチンを接種した方が3回目にファイザー社製ワクチンを接種する交接種も可能となりました。どちらも同じく高い効果があるとされ、モデルナ社製ワクチンは接種分量が半分となり、発熱等の副反応も出にくいと考えられるとされています。1・2回目にファイザー社製ワクチンを接種した私自身も3回目ではモデルナ社製ワクチンを接種いたします。

本市では比較的多くのファイザー社製ワクチンを確保しましたが、使用できるワクチンのうちファイザー社製ワクチンは47%と前回よりかなり少なく、追加供給の見込みはありません。現在、モデルナ社製ワクチンを使用する保健センター及び駅前の大規模接種会場(旧西友ビル)の予約状況には余裕があります。早めの接種に向けたご予約をお待ちしております。医師会のご協力による市内約50か所もの診療所においてはファイザー社製ワクチンによる個別接種が行われます。

<今後のワクチン接種の取組について>

現在の深刻な感染状況に鑑み、市内保育園等の子育て関係施設従事者や公立小中学校教職員等の皆様への優先接種を検討しています。今般、5歳から11歳までを対象とした子どもへのファイザー社製ワクチンが国の承認を受けました。小金井市では3月以降の接種開始を想定し、大規模接種会場(旧西友ビル)を活用した準備を進めています。12歳から17歳までの3回目接種については、国からの具体的な方針等はまだ示されていない状況です。

本市のワクチン接種の最新情報に関しましては、市報こがねいや市公式ホームページをご参照いただくとともに、ご不明な点は小金井市コールセンターへお問い合わせ下さい。

<今後に向けて>

新型コロナウイルス等に起因する不当な差別や人権侵害はあってはならないことです。私たちが闘っている相手はウイルスです。

これからも市民の皆様と健康、地域の医療提供体制を守り、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていけるように努力していくとともに、ワクチン接種事業に全力で取り組んでまいります。そして、市民生活や事業者の皆様への様々な支援策を展開して参ります。市民や事業者の皆様と力を合わせ、この難局を乗り越えていけるよう、努力して参りますので、引き続きのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

令和4(2022)年1月28日

小金井市長 西岡真一郎

新型コロナウイルスワクチン接種における
追加接種「前倒し」等への対応について

追加接種（3回目接種）の2回目接種からの接種間隔について、国からの要請を踏まえて、下記のように前倒しを行い、希望する方が速やかに接種を受けられる接種体制を整備してまいります。

記

1 現時点の原則

- (1) 6か月 医療従事者及び高齢者施設の利用者等（令和4年1月から）
- (2) 7か月 高齢者（令和4年2月から）
- (3) 8か月 一般（令和4年3月から7か月）

2 国からの要請

ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過したものにできるだけ多く接種を進めること
※令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室「追加接種の速やかな実施について」から抜粋

3 本市における対応

- (1) 高齢者への前倒し
 - ① 7か月へ 令和4年1月中旬に実施（1月11日に接種券送付済）
 - ② 6か月へ 令和4年2月初旬から実施（1月26日に接種券送付予定）
- (2) 一般への前倒し
6か月へ 令和4年2月中旬から実施（2月6日に接種券送付予定）

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和4年1月19日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年1月21日（金曜日）0時から2月13日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用制限（営業時間の短縮等）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

(外出・移動等)

- 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること (法第24条第9項)
ただし、「対象者全員検査」制度 (※) を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

※「対象者全員検査」制度

= 緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

(飲食店等の利用、会食等)

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(法第31条の6第2項)
- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること
(法第24条第9項)

ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること (法第24条第9項)

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること (法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・以下の①又は②のいずれか一方とすること（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">①営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間②営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内を可とする・認証基準を適切に遵守して営業すること（法第24条第9項）●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・以下のとおりとすること（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項）
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項） ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底すること（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること (法第24条第9項) <p>ただし、「対象者全員検査」制度等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を可とする</p>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催すること（法第24条第9項）

施設規模 イベント 類型	施設の収容定員（※2）			
	5,000人以下 の施設	5,000人超 ～10,000人の施設	10,000人超 ～20,000人の施設	20,000人超の施設
大声なしの イベント の場合 (※1)	収容定員まで 入場可	5,000人まで入場可		
		「感染防止安全計画」(※3、※4) を策定した場合 ➔ 収容定員まで入場可	① 「感染防止安全計画」(※3、※4)を策定した場合 ➔ 20,000人まで入場可 ② ①に加え、「対象者全員検査」制度を活用し、 20,000人を超える人数について陰性の検査結果を 確認した場合 ➔ 収容定員まで入場可	
大声ありの イベント の場合 (※1)	収容定員の半分まで入場可		5,000人まで入場可	

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用すること（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(4) 職場への出勤等

- テレワークの推進や、職場での基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（※）においては、事業の特性を踏まえ、BCP（事業継続計画）を策定済みの場合は、その再点検を行い、未策定の場合は、早急に策定するよう協力を依頼

※国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者

例：医療関係者（病院、薬局等）

生活支援関係事業者（介護老人福祉施設、障害者支援施設等）

インフラ運営関係（電力、ガス等）

飲食料品供給関係（飲食料品の流通・ネット通販等）

生活必需物資供給関係（家庭用品の流通・ネット通販等）

金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）

物流・運送サービス（鉄道、バス、航空、郵便等）

等

「BCP(事業継続計画)の再点検」について
(前回の本部での検討の補足資料)

- 1 令和4年1月 12 日付けで東京都知事より「BCP(事業継続計画)の再点検」の文書が各区市町村長あてに発出された。これは、都内の中小企業者においても、コロナ・オミクロン株による感染者の爆発的拡大が想定される中、都内各事業所においても従業員の1割を超える従業員の欠勤を前提、BCP(事業継続計画)の再点検を各区市町村長からも周知するよう協力依頼がされたものである。
- 2 本市では、すでに平成 27 年 2 月に作成した「小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画」を基本に、新型コロナ感染症対策に対応する BCP の見直しも行ってきたところである。
- 3 この度、新型コロナ感染症のオミクロン株の急速な拡大、感染の特徴に対応して、これまでの全職員が40%感染した場合の BCP のみでなく、短期、軽症者が多い、無症状・無自覚な状態での感染、家庭内感染拡大などを鑑み、新たな職場でのオミクロン株感染状況に対応した BCP を早急に再確認する必要があると判断するものである。
- 4 前回の対策本部で各部局にて、一課、一係に集中して感染拡大(陽性者や濃厚接種者の急増)する場合など、特定の任務を遂行している職員が特定の時期に感染した場合など、あらゆる想定をした事業継続を想定、準備するように確認したところである。

「いざその時」に備えた事務執行体制の保持、その時にいる職員のみでの運用によって業務を継続して市民サービス、住民福祉を提供しなければならないのである。
- 5 想定を検討するにあたって、いつ、何パーセントの職員が陽性となるかは予測が難しく、全部局にわたる共通の仮定をすることは困難であるが、各課においては、スポット的に発生想定を検討せざるを得ない。そこで、基本となる体制維持の考え方・方向性を共有しておくこととする。
 - ① すでに BCP の業務の格付けは、各課において完了している。
 - ② いつ、だれとだれが、どのくらいの期間自宅療養になるか。その間業務「S・A」

を継続できるかどうかの想定をイメージして検討する。

- ③ 想定の間なら、係内でフォロー・リカバリーが可能か。
想定の間なら、課内でフォロー・リカバリーが可能か。
- ④ ③の検討、判断の後、課内での対応が不可能な場合は、部内、そして全庁での応援体制で事業継続を行う。
- ⑤ 当該課長職、部長職者の判断から、本部において市全体の業務について迅速に検討・判断することとする。
- ⑥ BCP 発動の市民への周知については、各課での業務の影響なのか、市全体なのかで対応は異なる場所と想定するが、各課で発動する場合は、課長から所属部長、対策本部への相談・情報共有について、特に留意されたい。

※ 前回の本部において、確認の上各部局において検討が進んでいると思われるが、部内応援や全庁応援の視点を持ち、各部局の業務継続については市全体の業務継続について検討していくものとする。

濃厚接触者の待機期間について

- 1 待機期間の数え方 陽性者と接触した日の翌日から10日間が待機期間
- 2 待機期間を短縮できる場合 エssenシャルワーカーに該当し、PCR検査又は抗原定量検査で6日目に陰性、抗原定性検査キットで6日目、7日目に続けて陰性の場合、待機期間を終了とすることができる。
- 3 エssenシャルワーカーについて 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者の事業内容を参考に市業務に当てはめ、当該事業継続の必要度及び従事者の勤務緊急度に応じて、適用する。

事務連絡
令和4年1月5日
令和4年1月14日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和3年11月30日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について追記しましたので、内容を御了知の上、御対応をお願いいたします。なお、4. の濃厚接触者の取扱いについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と協議済みであることを申し添えます。

（主な改正箇所は**太字下線**）

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療

等（※）ができる体制を確立していること

- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること
- ※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下（※）、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率（確保病床数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率（確保居室数に占める使用者数の割合）が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

<自治体における対応>

①令和3年11月30日付け事務連絡のI. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のI. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者等の濃厚接触者（4. でB.1.1.529系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱う者を含む。）について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること（連絡先は下記の通り）。

(連絡先) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班 Email:

4. B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について

2. の対応を行うこととした自治体については、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の対応を行うことが可能であること。

<変異株 PCR 検査及びゲノム解析の取扱い>

- ・ 変異株 PCR 検査については、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生・置換わりの状況を迅速に把握することを目的として実施してきたが、上記状況に鑑み、陽性検体全てではなく、患者数の 5～10%程度の L452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析の実施を行う取扱いとすること。
- ・ ※ただし、新規感染者数が 15 人/10 万人未満の自治体においては、引き続き変異株 PCR 検査の実施率を可能な限り高めていただくようお願いします。

<B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者の取扱い>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を、原則として、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うこと。
- ・ 上記の検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。
- ・ ※現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

(注) 上記の検査陽性者の退院基準・療養解除基準

現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚

生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、対応する。

<濃厚接触者の取扱い>

- ・ 上記の検査陽性者の濃厚接触者を、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこと。
- ・ 上記により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から 10 日間とする。
- ・ ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
 - （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
 - （2）無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
 - （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
 - （4）いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
 - （5）待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の「(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていた
だきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テストhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

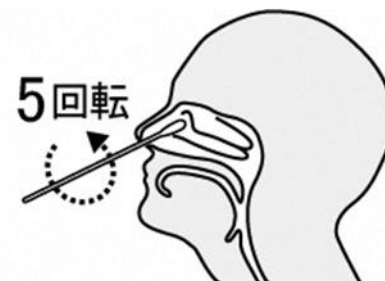
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf

都内各保健所長

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた対応について

平素より、都の保健衛生行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、東京都において、デルタ株からオミクロン株への置き換わりによる急速な感染拡大が生じていることを踏まえ、令和4年1月14日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大への対応について」に基づき、患者及び濃厚接触者への対応をお願いしているところですが、都内における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の7日間平均は、1月18日時点で約3,859人/日と、1月3日時点の約76人/日から、急激に増加し、これに伴って保健所における患者対応業務が急増しており、今後、さらなる患者の増加についても危惧される状況にあります。

こうした現状を鑑み、各保健所におかれましては、業務を陽性者の状況把握、体調急変時に取るべき行動等の情報提供に重点化し、患者が病状及び重症化リスクに応じ、必要とされる医療に速やかにアクセスすることができるよう対応をお願いします。

これに伴い、積極的疫学調査については、同居家族の把握や重症化リスクの高い方への調査など、対象の優先度を考慮し、効果的かつ効率的に実施するようお願いいたします。

あわせて、今まで保健所が実施していた濃厚接触者対応について、濃厚接触者と考えられる方へ陽性者本人からの連絡をお願いする、企業等団体が濃厚接触者の自主検査や健康観察を実施する、という方法についても検討をお願いします。

このほか、My-HER-SYSの活用等、効率的な自宅療養者の健康観察や、臨床現場での医師の判断に基づく行政検査の実施等、地域の実情にあわせ適切に対処いただきますようよろしくお願いいたします。

本通知について、関係者に御周知いただきますよう、お願いいたします。

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年11月29日版）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2559-cfeir/10800-covid19-02.html>
- ・令和3年11月30日（令和4年1月14日一部改正）付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡
「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000881572.pdf>

問合せ先

東京都感染症対策部防疫・情報管理課

防疫担当

電話 03-5320-4088

事務連絡
令和4年1月19日

各市健康主管課長 様
(多摩府中保健所管内6市)

東京都多摩府中保健所長
田原 なるみ

新型コロナウイルス感染症患者急増に伴う対応について(協力依頼)

日頃より保健所事業に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の急増が続いていることを踏まえ、東京都福祉保健局感染症対策部長より、添付のとおり、保健所においては新型コロナウイルス感染症患者の状況把握、体調急変時にとるべき行動等の情報提供に重点化すること等、流行状況を踏まえた対応を図るよう事務連絡がありました。

保健所においては、陽性者への連絡や健康観察において、SMS や My HER-SYS を活用し、患者の健康観察早期開始を図るとともに、積極的疫学調査を重点化しています。

つきましては、下記についてのご理解と御協力とともに、関係部署との共有をお願いいたします。

記

- 1 保健所では、患者の健康観察を速やかに開始することを第一優先に、発生届受理時に My HER-SYS URL を送付するとともに、体調急変時の相談先などを SMS で送付することで患者への連絡を開始し、電話連絡は、体調不良者や重症化リスクを有する方を中心に行っています。
- 2 積極的疫学調査については、医療機関、高齢・障がい者施設及びその関係者に重点化しています。
- 3 学校、保育所、幼稚園等の関係者で新型コロナ陽性者が確認され、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)より2日前以降の感染可能期間における通勤・通学等がある場合には、別紙を参考に濃厚接触者に該当する可能性の高い方を判別し、健康観察や検査等につなげていただけますようお願いいたします。過去にない患者急増となっていること、また、オミクロン株について感染性が高いとされていることを踏まえ、該当する可能性が高い状況があった場合には、対象者を広く捉えることが適当です。

なお、同一集団で複数名の患者が発生した場合等においては、調査対象とする場合もありますので、ご相談ください。

東京都多摩府中保健所 企画調整課
小澤・太田・鈴木
電話 042-362-2334

以下の濃厚接触者の範囲（国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」）に該当する可能性の高い方がいる場合には、その方について濃厚接触者に準じる対応を図ってください。

なお、濃厚接触者の範囲に該当する方がいない場合でも、消毒等の感染防止策の状況によっては、新型コロナ陽性者が継続的に確認されることもあります。周囲の方には、健康観察と有症状時の速やかな受診を推奨してください。

〈濃厚接触者の範囲〉

- 1 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人
- 2 適切な感染防護なしに患者を診療、看護もしくは介護した人
- 3 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- 4 その他、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺や環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

〈保健所において、濃厚接触と判断することが多い事例〉







- 1 未就学児に関して、マスクをつけることが難しい年齢の園児が陽性となった場合の、一緒に保育等を行った園児
- 2 未就学児等で、マスクをしていても、だっこなどの広範囲の身体的接触が多くある年齢の園児が陽性となった場合の、接触した保育士等
- 3 学校等において、マスクをとって行う身体接触が多いスポーツに、陽性となった児童等と一緒に参加等した児童等
- 4 未就学児の保育や学童保育等において、パーティションがない状態で喫食があった場合の陽性となった園児等と同じテーブルに座った園児等

新型コロナウイルス感染症自宅療養者・濃厚接触者の方へ

生活必需品の買物を代行します

市では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者と濃厚接触者の方を対象に生活必需品等の買物支援を行っています。

【問合せ・受付】小金井市健康課(小金井市保健センター) ☎042-321-1240
月～金 午前9時～午後5時(閉庁日は除く)

事業名	新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援
内容	生活の維持に必要な日用品及び食料品等の買物を代行します。
対象	小金井市内で自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性患者及び市内の自宅からの外出を自粛する濃厚接触者のうち、同居家族等による支援を受けることが困難な方。
利用の流れ	<p>利用希望の問合せ・申込をします。</p> <p> 小金井市健康課(小金井市保健センター) ☎042-321-1240 (月～金 午前9時～午後5時(祝祭日は除く))</p> <p>商品代金(一律3,000円)のお預かりに伺います。</p> <p> 市健康課職員がご自宅まで商品代金(一律3,000円)をお預かりに伺います。</p> <p>支援内容の詳細について説明させていただきます。</p> <p> 小金井市シルバー人材センターが電話にて、支援内容の詳細について説明します。購入物品もここで申し出ください。</p> <p>買物及び配達(置き配)</p> <p> お預かり金の精算</p> <p> </p> <p>お預かりした3,000円で商品代金を精算し、市健康課職員が残金をお持ちします。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・買物代行は無料です。購入した商品代金、有料レジ袋代金等をご負担ください。・まとめ購入にご協力ください。1回の依頼で3,000円以内、分量として概ね1週間分を上限とさせていただきます。・商品は、常温で保存できる食料品、日用品等の生活必需品です。酒、たばこ等の嗜好品や生鮮食料品及び冷凍・冷蔵食品は不可。・欠品や取扱終了等により、ご希望の商品が揃わず、類似品になる場合もあります。・商品は玄関先に置かせていただきます。早めの回収をお願いします。

担当: 小金井市福祉保健部健康課(042-321-1240)

令和4年1月21日

市議会議員各位

小金井市内介護事業所における新型コロナウイルス感染について

令和4年1月21日（金）、小金井市内介護事業所において、PCR検査陽性者が発生したことが判明しました。詳細については下記のとおりです。

記

1 事業所名等（サービス種別）

桜町高齢者在宅サービスセンター（通所介護・認知症対応型通所介護）

所在地：小金井市桜町1-9-5

2 経過

1月19日（水） 職員1名が発熱。PCR検査を実施

1月21日（金） PCR検査の結果、陽性判明

3 今後の対応等について

- (1) 保健所の指導に従って対応を行いましたが、濃厚接触者はいなかったため、感染防止対策を行いながらサービス提供を継続する旨の報告がありました。
- (2) 当該事業所と調整のうえ、市ホームページにおいて公表を行う予定です。
- (3) 今後も事業所と連携のうえ、感染拡大防止を図ってまいります。

4 人権尊重・個人情報保護について

介護事業所職員、ご利用者、ご家族等の人権尊重・個人情報保護に特段のご理解とご配慮をお願いします。

問合せ先	小金井市福祉保健部
	介護福祉課 介護保険係
	042-387-9822

令和4年1月21日

市議会議員各位

小金井市内介護事業所における新型コロナウイルス感染について

令和4年1月21日（金）、小金井市内介護事業所において、PCR検査陽性者が発生したことが判明しました。詳細については下記のとおりです。

記

1 事業所名等（サービス種別）

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター（通所介護・認知症対応型通所介護）

所在地：小金井市本町2-10-13

2 経過

1月19日（水） 職員1名が発熱。PCR検査を実施

1月21日（金） PCR検査の結果、陽性判明

3 今後の対応等について

- (1) 保健所の指導に従って対応を行いましたが、濃厚接触者はいなかったため、感染防止対策を行いながらサービス提供を継続する旨の報告がありました。
- (2) 当該事業所と調整のうえ、市ホームページにおいて公表を行う予定です。
- (3) 今後も事業所と連携のうえ、感染拡大防止を図ってまいります。

4 人権尊重・個人情報保護について

介護事業所職員、ご利用者、ご家族等の人権尊重・個人情報保護に特段のご理解とご配慮をお願いします。

問合せ先	小金井市福祉保健部
	介護福祉課 介護保険係
	042-387-9822

令和4年1月24日

市議会議員各位

小金井市内介護事業所における新型コロナウイルス感染について

令和4年1月24日（月）、小金井市内介護事業所において、PCR検査陽性者が発生したことが判明しました。詳細については下記のとおりです。

記

1 事業所名等（サービス種別）

小金井あんず苑（介護老人保健施設）

所在地：小金井市前原町5-3-24

2 経過

1月19日（水） 入所者1名についてPCR検査を実施した結果、陽性判明

1月20日（木） 職員1名についてPCR検査を実施した結果、陽性判明

1月22日（土） 入所者3名についてPCR検査を実施した結果、陽性判明

3 今後の対応等について

- (1) 保健所の指導に従って対応を行いましたが、現時点で濃厚接触者はいないため、感染防止対策を行いながらサービス提供を継続する旨の報告がありました。
- (2) 当該事業所と調整のうえ、市ホームページにおいて公表を行う予定です。
- (3) 今後も事業所と連携のうえ、感染拡大防止を図ってまいります。

4 人権尊重・個人情報保護について

介護事業所職員、ご利用者、ご家族等の人権尊重・個人情報保護に特段のご理解とご配慮をお願いします。

問合せ先	小金井市福祉保健部 介護福祉課 介護保険係 042-387-9822
------	------------------------------------------